公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会(以下「当法人」という。) の役職員等と当法人の利益が相反し得る取引等を適切に管理し、もって当法人の利益を確保することを目的とする。

(適用対象者)

- 第2条 この規程の適用対象者(以下「対象者」という。)は、以下の者とする。
 - (1) 当法人の役員 (理事、監事)
 - (2) 当法人の職員及び委員会の委員
- (3) 当法人の加盟団体及びその役職員

(利益相反行為)

- 第3条 この規程において、利益相反行為とは以下のものをいう。
- (1) 利益相反取引
 - ア 対象者が、自己又は第三者のために、当法人との間でする取引
 - イ 当法人が対象者の債務を保証することその他対象者以外の者と当法人との間でする取引 で当法人と当該対象者との利益が相反するもの
- (2) その他の利益相反行為

前号の取引には該当しないが、対象者の利益と当法人の利益が相反する行為(経済的行為に限らず、大会への出場資格の付与、団体登録、代表の選手選考をはじめとする各種選手の選考等を含む。)。

(利益相反行為への対応)

- 第4条 利益相反行為への対応は以下のとおりとする。
 - (1) 理事・監事については、原則として利益相反取引を禁止とする。
 - (2) 理事・監事がやむを得ず利益相反取引を実施する場合は、理事会に当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (3) 理事・監事がその他の利益相反行為を行う場合には、理事会に申告し承認を受けるものとする。ただし、緊急を要するときは専務理事(専務理事がその他の利益相反行為を行う場合は会長)に申告して承認を受けることができる。この場合、承認した会長又は専務理事は承認後最初に開催される理事会にてかかる承認を行った事実を報告する。
 - (4) 理事・監事以外の対象者の利益相反行為の判断は専務理事が行う。
 - (5) 利益相反行為を承認するに当たっては、以下を考慮要素とする。
 - ア 当該行為が当法人にとって必要不可欠であること
 - イ 承認時点の試算によれば、当該行為により当法人の利益を最大化できていること
 - ウ 当該行為により対象者が不当な利益を得ているとはいえないこと
 - エ 当該行為により当法人の公平性に疑念が生じるとはいえないこと
- 2 当法人は、利益相反行為に関する判断に当たり、必要に応じて、顧問弁護士をはじめとする外部の専門家等に意見を求めることができる。

(利益相反に関する相談及び対応)

- 第5条 対象者は、利益相反行為(対象者本人の行為に限らない)が疑われる取引及び行為がなされている又はそのおそれがあると判断した場合、当協会の内部通報規程に基づき、事務局又は外部相談窓口に相談することができる。
- 2 前項の相談に関する対応は、当協会の内部通報規程に基づき行うものとする。なお、前項の 相談については、当協会の内部通報規程第2条(相談窓口の利用者)の「相談窓口の利用者」 に対象者を含むものとする。

(当事者への啓発)

第6条 当法人は、この規程を役職員をはじめとする当事者へ周知させるよう努める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 (令和4年8月7日理事会決議) この規程は、令和4年8月7日より施行する。